

第2地区自治連 会長・理事の選任規約について

(1) 平成14年(2002年)4月26日(金)定例総会を開催し規約改正を行った

会長：松川 理事：田中、竹島、水上、西池 於：大八車

第6号議案 第2地区自治会連合会 規約改正について

【現行】第7条 総会は、本会の最高の議決機関であって、自治会長全員をもって構成する。

【改正】第7条 総会は、本会の最高の議決機関であって、自治会長全員をもって構成する。

尚、総会を始めとする第2地区自治会連合会の様々な会合は自治会長又は自治会長の委任を受けた代理人で運営する。

○各自治会から様々な会合に出席してもらう為に代理人が出席しやすいように明示する。

(2) 平成15年(2003年)4月23日(水)上項規約の下線文言修正 ⇒ 以降現在に至る

第7条 総会は、本会の最高の議決機関であって、自治会長全員でもって構成する。

なお、総会を始めとする第2地区自治会連合会のさまざまの会合は自治会長または、自治会長の委任を得た代理人をもって構成することができる。

※注1：上記第7条の「なお書き」は、規約の本題の内容について説明や条件を付け足した補足文である。

従って「なお書き」を適応して、第13条及び第14条も下線文言を挿入して置き換える。

第13条 本部役員は、地域の実情を勘案し、原則として宝塚第一小学校区2名、他の小学校区各1名を自治会長または、第7条の代理人の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

第14条 地区役員は、……………自治会長または、第7条の代理人の中から……………。

※注2：「なお書き」による規約改正の理由

- ①毎年、単位自治会長の1年交代が全体で4.6%もある反面、会長の担い手不足から規約に任期制限が無いために、30年を超えて市自治連の理事を続けている人がいる。
- ②自治会活動が、平日昼間に行われることが多く、現役世代は、自治会の役員にはなりにくく、また会長の選任方法も輪番制が続く傾向にある。
- ③単位自治会会長一人の負担を軽減すると共に後継者が見つけにくくなる悪循環を回避する理由としている。
- ④組織は自治会長の意識改革が進まず、同時に適正ローテーションが停滞し会長・理事の人材資質が課題になっている。連合体は「自治会長の名称」にこだわる特権階級意識を持つ自己陶醉型の旧態依然たる組織からの脱却が求められている。規約改正により公正・公平に話し合い課題解決をする場になっており、トップダウンの非民主的組織でもなく、トップに権限が集中するということはない。
- ⑤地方分権が推進される中、第2地区自治連の会長・理事の選任規約は、自治会長によるピラミッド型組織にとらわれないネットワーク型思想も併用した方法をとっている。「自治会長」の形式名だけを条件としない人望・人格のある優秀なボランティア人材を選任する仕組みになっている。
- ⑥時代が大きく変わり、SNSの普及、人口減少、少子高齢化が進展し、多様化社会に対応できる連合体組織の基盤は、市連合会・地区連合会・単位自治会の三層構造を確立している。それぞれの各層は、地域自治の実現を目標に主体性が発揮でき、役割分担が担える第2地区の強固な体制づくりが目的となっている。

(3) 宝塚市自治会連合会役員に関する規約

(役員)

第5条 本会に理事30名、会計監事2名の役員を置く。

2 理事は次のとおり各地区自治会連合会より推薦して理事会に諮り、総会において承認を得るものとする。ただし、理事に欠員が生じた場合は、当該地区自治会連合会より推薦して理事会において承認できるものとする。

第1地区自治会連合会 5名

第2地区自治会連合会 5名

⋮